明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令（経済産業六七）　一

〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府九二～九八）　二
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同九九）
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一〇〇～一〇四）
○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件（金融庁四二）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務一四六）
○保安林の指定をする件（農林水産一六六六）
○保安林の指定を解除する件（同一六六七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六六八～一六八三）　四
○エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の規定に基づく事由並びに経済産業大臣が定める期間を定める件（経済産業一七六）
○自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する件（国土交通八一〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八一一、八一二）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八一三）
○地すべり防止区域を追加指定する件（同八一四）
○道路に関する件（四国地方整備局八九）　八

〔人事異動〕
警察庁　カジノ管理委員会　文部科学省　スポーツ庁　最高裁判所　八

〔皇室事項〕　八

〔公　告〕
諸事項　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　二九

省令

○経済産業省令第六十七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一条及び第五十三条の規定に基づき、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十六日　経済産業大臣　梶山　弘志

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（研修） 第十条　［略］ ２～６　［略］ ７　修了試験の一部の課目に合格した者（以下「修了試験課目合格者」という。）に対しては、その合格した修了試験の行われた事業年度の翌事業年度に研修を受ける場合は、その合格した修了試験課目の講義及び修了試験を免除する。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該事業年度に研修を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に研修を受けることとする。 ８・９　［略］ （試験課目の免除） 第三十二条　試験の一部の課目に合格した者（以下「課目合格者」という。）に対しては、その合格した試験の行われた年の初めから三年以内に試験を受ける場合は、その合格した課目を免除する。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に試験を受けることとする。	（研修） 第十条　［略］ ２～６　［略］ ７　修了試験の一部の課目に合格した者（以下「修了試験課目合格者」という。）に対しては、その合格した修了試験の行われた年の翌年に研修を受ける場合は、その合格した修了試験課目の講義及び修了試験を免除する。 ８・９　［略］ （試験課目の免除） 第三十二条　試験の一部の課目に合格した者（以下「課目合格者」という。）に対しては、その合格した試験の行われた年の初めから三年以内に試験を受ける場合は、その合格した課目を免除する。